

個人情報保護法改正案についての意見

一般社団法人日本新聞協会
編集委員会

政府は3月10日、いわゆるパーソナルデータの利活用策のため一昨年来検討してきた個人情報保護法の大幅な見直し法案を閣議決定した。同法について新聞協会は、2005年の全面施行が社会全体に引き起こした過剰な萎縮効果や、本来規制の対象外である報道機関への情報提供行為にまで抑止・抑制効果が及んでいる問題点を指摘し、公共・公益目的の活動に対する配慮を明確化する法改正を行うよう主張してきた。この立場から、今回の法案決定に至る過程でも2度にわたって第三者提供の本人同意原則の例外規定に「報道等への提供」を追加するなど、具体的な法改正の要望を意見書にして提出してきた。しかしながら、法案は十分な配慮措置が講じられていると評価することはできない。法案を再検討するよう改めて求める。

今回の法見直しは主務大臣制に代わり新たな監督機関として個人情報保護委員会を設置するなど日本の個人情報保護法制度の抜本的な転換となり、これが新たな過剰反応や萎縮効果を生み出す恐れは否定できない。憲法で保障された表現の自由、知る権利との調整という基本的な観点に立つべきだ。

法見直しの狙いは、パーソナルデータを利活用するルールの確立、さらに国際的な情報通信技術の発展に応じた個人情報・プライバシー保護の規制水準の確保とされる。このため法の目的と個人情報保護委員会の任務には「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ」と記されている。このようなルール作り自体は必要だが、われわれが2009年以来具体的に主張してきた目的規定への「報道等の公共性、公益性に寄与する活動に関する個人情報の有用性については、特段の配慮を要する」とのただし書きの明記といった要望からは大きな隔たりがある。

また現行法には、報道、学問、政治、宗教分野の取り扱いについては個人情報取扱事業者にかかる義務規定を適用除外とし自主的取り組みに委ねる規定（現行法50条）及び、これらの分野への個人情報取扱事業者からの情報提供行為に対して主務大臣が権限を行使しないとする規定（同35条2項）が設けられている。法案では主務大臣の権限が移行される個人情報保護委員会の体制下においてもこれらを維持することが明記されたが、憲法上で規定される基本的な権利に対する配慮として当然の措置と考える。ただ現行規定の枠組みだけでは公益的な目的の活動への情報提供行為にまで及んでいる萎縮効果の解消には不十分であるというのがわれわれのかねての主張である。本人の同意が必要とする個人情報の利用目的の変更（同16条）、個人データの第三者提供（同23条）の例外規定に

「個人情報取扱事業者が報道機関等に対して個人情報を提供する場合」を追加するよう引き続き求める。

見直し法案では、個人情報の定義について、その範囲は拡大しないとしつつ、従来の氏名、生年月日などが含まれる情報に加え、指紋データやID番号など個人識別符号が含まれる情報が明記されたほか、新たに差別、偏見などが生じないよう取り扱いに特に配慮を必要とする「要配慮個人情報」の導入の規定を盛り込んだ。また、パーソナルデータ利用のルール整備のために、個人情報を復元できないように処理した「匿名加工情報」を取り扱う事業者に対する規制も新設した。さらに義務規定の対象をこれまで除外されていた5000件以下の小規模個人情報データベースの取扱事業者にも拡大した。

これらの新たな規定の趣旨や定義は必ずしも詰め切れておらず、多くが今後の政令や個人情報保護委員会の規則に先送りされている。ただ、その個人情報保護委員会の任務にも前述のように公益性や公共性との調整を図るといった中立・専門的な個人情報やプライバシーを保護・調整する機関に求められる基本的な観点が抜け落ちている。このままでは過剰反応や法を口実とした情報の出し渋りに一層拍車がかかるのではないかと懸念をぬぐいえない。

また、個人情報法保護法の見直しと並行し、行政機関等個人情報保護法についても保有個人情報のパーソナルデータとしての利活用策が検討されている。この議論の中では公益的な目的に限定した提供の可否や、現行の利用や提供の制限の例外などを定めた8条2項の見直しが検討されている。新聞協会は行政機関からの個人情報保護を理由とした情報提供の不当な制限を解消するため同項4号に「報道機関等に対して個人情報を提供する場合」を追加するよう求めてきた。この点についても今回の見直しに合わせて実施すべきである。

なお、過去、個人情報保護法の立法過程や、その後の国民生活審議会及び、消費者委員会で行われた法改正検討の場には他の関係団体とならび日本新聞協会がヒアリングにより意見表明する場がすべて設けられてきた。ところが、今回の検討過程ではわれわれが2度にわたり意見書を提出しているにもかかわらず、そのような手続きは一切なく検討作業が進められてきた。現在総務省で継続中の行政機関等個人情報保護法の見直し検討においても同様の対応がとられており、極めて遺憾である。今回の見直し検討作業が、専門家や有識者を集めた場での議論が反映されず、もっぱら利害関係者の水面下での駆け引きが方向性を決めるといふ、極めて不明朗な手続きがとられたことも、最終段階まで法案内容が二転三転した要因といえる。国民生活全般に影響を及ぼす個人情報保護法改正にとって必要な検討議論を欠いているといえ、このことは今回の法案に対しわれわれが再検討を求める理由でもある。

以 上